

第一線監督者の 法定職長教育、安全衛生責任者教育

- ・製造業用(職長教育)及び
- ・建設業用(安全衛生責任者教育併合)

開催のご案内

主催 一般社団法人 名北労働基準協会



労働安全衛生法第60条の規定により、製造業・建設業では現場において班長等作業中の労働者を直接監督・指導する者に、安全衛生のため職長教育の実施が義務づけられています。

加えて建設業における職長で安全衛生責任者に選任される者については、職長教育のほかに安全衛生責任者教育の受講が必要となりました。この両方の教育をあわせて実施する場合には、本来19時間必要なところを14時間の受講で可能となります。

当協会では、事業者に代わって次のとおり製造業用と建設業用、2種類の職長教育を実施しますので案内いたします。

各講習とも定員は **36名**

	<製造業>	<建設業>
日 時	職長教育 ① 令和2年12月1日(火)・2日(水) ② 令和3年2月3日(水)・4日(木) いずれか2日間 9時30分～16時40分(昼休憩40分)	職長・安全衛生責任者教育 ① 令和2年11月4日(水)・5日(木) ② 令和3年3月23日(火)・24日(水) いずれか2日間 9時00分～17時00分(昼休憩40分)
会 場	一般社団法人名北労働基準協会 3階「大会議室」 名古屋市北区清水1-13-1 TEL(052)961-1666 ※講習会場には受講者専用駐車場はありません。	
会 費	会員 14,660円 非会員 19,900円 (テキスト・昼食代・消費税を含む)	会員 15,700円 非会員 20,950円 (テキスト・昼食代・消費税を含む)
対 象	下記の業種の第一線監督者 (事業場で、班長・職長などとして直接部下の現場 監督指導を行う方) ①建設業 ②製造業 ③電気業 ④ガス業 ⑤自動車整備業 ⑥機械修理	建設業における第一線監督者(職長)でなおかつ 安全衛生責任者に選任される予定の方
講 習 内 容	1.監督者として期待される人間像とは 2.安全衛生活動を活性化するには 3.作業設備および作業場所の保守管理に関すること 4.異常時における措置に関すること 5.その他現場監督者として行うべき労働災害防止 活動に関すること	1.左記1～5 2.安全衛生責任者の職務等 3.総括安全衛生管理の進め方 4.災害事例等
そ の 他	・講習修了者には「修了証」を交付します。 ・受講票をお送りする際に会場地図を送付します。	

